

第20回 あいかわ公園つつじまつり

問 商工観光課 観光振興班
☎(内線)3523

4月29日(火・祝) 午前10時～午後3時

県立あいかわ公園 <小雨決行・荒天中止>

約40種4万本ものつつじが咲き誇る県立あいかわ公園で、「あいかわ公園つつじまつり」を開催します。各種体験教室や地元特産品の販売、ステージショーのほか、町政70周年を記念したプレゼント抽選会や町観光キャラクター「あいちゃん」との写真撮影コーナーなど楽しい催しがいっぱいです。

広々とした公園内を散策しながら、春のうらかなひとときをお楽しみください。

※ 会場周辺は大変な混雑が予想されます。お車で越しの方は、臨時駐車場(半原小学校、愛川繊維会館、川北青少年広場)からの無料シャトルバスをご利用ください。



「愛川ブランド」第3期募集開始

愛川ブランドは町の知名度アップや観光振興、地域産業の活性化などを目的に現在、22ブランドを認定。令和7年7月から始まる第3期に向けて認定審査を開始します。厳正な審査を潜り抜けるパワフルな町産品のご応募をお待ちしています。

問 政策秘書課 秘書広報班 ☎(内線)3213



町ホームページ
「愛川ブランド
認定品」

- 対象 町内で生産・製造された農林水産物、加工品、工芸品、町内で独自に提供される料理など。
- 申請資格 町内に住所または主たる事業所を有している個人・法人・団体
- 認定期間 7月22日(火)～令和10年7月21日(金)の3年間
- 応募期限 4月30日(水)
- 応募方法 応募手引きを必ずご確認ください、申請書、添付書類を政策秘書課へ(平日の午前8時30分～午後5時15分)。申請書と応募手引きは、政策秘書課、町ホームページで配布しています。

愛川ブランド認定基準



「愛川ブランド」とは、町の豊かな自然や文化などに育まれてきた素材と、優れた技術・技法から生み出された町産品の中から、特に優れたものを認定する制度です。

住民税均等割非課税世帯へ 給付金を支給します

問 給付金コールセンター ☎ 0120(961)632

電力・ガス・食料品などの価格高騰に伴い、負担感の大きい住民税非課税世帯へ給付金を支給します。対象と思われる世帯には、3月下旬ごろに申請の案内を送付しました。申請方法や申請期限については、世帯によって異なりますので、案内通知により確認してください。

町ホームページ
「令和6年度住民税均等割
非課税世帯に対する
緊急支援給付金」



- 対象世帯 次の要件を全て満たす世帯
 - 令和6年12月13日現在、町の住民基本台帳に登録されており、世帯全員が令和6年度住民税均等割が課されていない世帯である
 - 世帯全員が、令和6年度住民税均等割が課されている他の親族などの扶養を受けていない
 - 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者がいない
- 支給額 1世帯当たり3万円
また上記世帯のうち、18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯に対し、児童1人につき2万円の給付金を加算給付します。
※ 子育て世帯への加算給付については、5月中旬から随時、案内を送付します。

高齢者の方のタクシー利用を助成します

4月1日(火)から
受付開始

- 対象 令和7年1月1日以前から町内在住で、町の外出支援助成を受けておらず、介護保険施設などに入所していない年度内80歳以上の方
- 申請方法 本人確認書類(マイナンバーカードなど)をお持ちの上、高齢介護課へ

- 助成内容 5,400円分のタクシー利用券

町ホームページ
「外出支援事業」



新規事業

問 住民協働課 交通防犯班 ☎(内線)3245

住宅の防犯対策費用を助成します

近年多発している闇バイトなどによる凶悪な強盗事件などの犯罪を未然に防ぐため、住宅の防犯対策に要した費用の一部を助成します。

町ホームページ
「住宅用防犯対策費用の
一部助成」



- 対象 世帯員全員に町税の滞納がない、町内在住の方
※ 助成を受けることができる回数は、住宅1戸につき1回まで
- 助成額 購入金額の2分の1(上限1万円)
- 申請方法 身分証明書の写し、領収書や支払証明書、購入品目の設置後の写真、印鑑、振込口座情報をお持ちの上、住民協働課へ

- 対象品目
 - 録画機能付きインターホン ●防犯カメラ ●防犯フィルム
 - センサー付きライト ●面格子 ●防犯砂利 ●センサーアラーム
 - 防犯性能の高い錠(ピッキング対策錠、補助錠、スマートロックなど)
- ※ 令和7年4月1日以降に上記品目を購入および設置した費用が助成の対象となります。(設置費用のみは助成対象外)
- ※ 複数の品目を合わせて申請することも可
- ※ 上記以外の品目も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

「あいかわ町民活動応援事業」を募集します

この事業は町民活動団体が企画・立案し自ら実施する、非営利で公益的な活動に対して、町がその費用を補助するものです。

問 住民協働課 協働推進班 ☎(内線)3243

町ホームページ
「あいかわ町民活動応援事業」



- 対象 主に町内で公益活動をしており、構成員5人以上かつ3人以上の町民を含む団体
- 対象事業 団体が新たに行う環境美化など、主として町民皆さんの利益につながる事業で、令和7年度中に実施されるもの。
※ただし、営利、宗教、政治的活動を目的とする事業や、町から他の補助金などを受けている事業(予定を含む)は対象となりません。

- 補助金額 補助対象経費の10分の8以内(上限30万円)
- 募集期間 4月1日(火)～5月7日(水)

- 応募方法 申込書と必要書類を住民協働課へ。申込書は町ホームページのほか、住民協働課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町民活動サポートセンターで配布しています。

令和7年度の会計年度任用職員
(戸籍氏名の振り仮名記載事務など)を募集します

問 住民課 住民窓口班 ☎(内線)3312

身分は、地方公務員法第22条の2に規定されている、会計年度任用職員(非常勤の地方公務員)です。

- 業務内容 戸籍の振り仮名法制化に対応するための次に掲げる業務
 - 振り仮名届に関する受付、審査、問い合わせ対応
 - 振り仮名届登録に関するシステム入力
 - その他戸籍事務に関すること
- 任期 7月1日(火)～令和8年3月31日(火)
- 勤務日 月曜日～金曜日の週5日
- 勤務時間 午前9時～午後5時(うち60分の休憩あり)
- 勤務場所 町役場住民課

- 募集人数 3人
- 募集期限 4月30日(水)
- 募集要件 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
※ 戸籍関係業務経験者、または相当の知識があればなお可
- 応募方法 申込書に必要事項を記入し住民課へ。申込書は町ホームページのほか、住民課で配布しています。



農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

問 農業委員会事務局 ☎(内線)3542

- 募集人員 農業委員 若干名。農業に関する識見を有し、農地利用の最適化に関する業務を行える方
農地利用最適化推進委員 若干名。農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方
- 対象 町内在住で20歳以上の方(原則)
※公職にある方、町の審議会委員にある方は対象になりません。
- 任期 3年間(令和7年8月10日～令和10年8月9日)

- 応募方法 4月25日(金)までに、申込書に必要事項を記入し農業委員会事務局へ。申込書と募集要項は町ホームページのほか、農業委員会事務局で配布しています。

町ホームページ
「農業委員会事務局」

